

群馬県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1 群馬県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付については、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号通知別紙)及び群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」により行う次の事業を交付の対象とする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医(以下「難病指定医等」という。)が勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所(以下、「医療機関」という。)が行う臨床調査個人票電子化等推進事業に要する費用

2 前項の事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

表

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
難病特別対策推進事業	臨床調査個人票電子化等推進事業 1 医療機関当たり 100,000 円	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役員費、委託料、備品購入費、負担金	1 / 2

(交付の条件)

第4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて（4）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的

な運用を図らなければならない。

(7) この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5号による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請手続）

第5 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに提出するものとする。

（変更申請手続）

第6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2号による申請書に関係書類を添えて知事が定める日までに提出するものとする。

（実績報告）

第7 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第3号による事業実績報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第4の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日。）までに提出するものとする。

(補助金の返還)

第8 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(事前着手)

第9 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、別紙様式第4号による事前着手届をあらかじめ知事に提出するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和5年1月19日から施行し、令和4年9月6日から適用する